

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、認定製造者の認定の申請手続等を定めるとともに、相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税に係る調査の手続に関する規定の整備を行うほか、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。